平成２２年（フ）第３２３０号
札幌市南区澄川６条９丁目５番12―305号、申立時の住所札幌市豊平区西岡４条14丁目３番25―504号
債務者　米田　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６３号
札幌市東区北23条東10丁目３番23号　サンコート元町405号
債務者　長尾千代志
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７５号
北海道千歳市北斗４丁目10番７号、申立時の住所北海道千歳市若草１丁目８番地の７
債務者　尾崎　次雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７６号
北海道千歳市北斗４丁目10番７号、申立時の住所北海道千歳市若草１丁目８番地の７
債務者　尾崎　俊枝
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０８号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　岡本病院
債務者　手島　洋一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８６号
札幌市北区新川西３条６丁目７番16号
債務者　斉藤　　都
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５５号
札幌市東区伏古２条５丁目５番７号　パールハイツ103号
債務者　牧野　喜成
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
北海道檜山郡厚沢部町赤沼町200番地
債務者　奥野　寛子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第３９６号
群馬県高崎市本郷町1274番地１
債務者　金子真理子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０７号
群馬県富岡市神農原1076番地５
債務者　石井美由紀（旧姓恩田）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４１１号
群馬県藤岡市立石289番地３
債務者　河内　千春
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２９号
群馬県高崎市下小塙町1419番地１
債務者　澤田　正志
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９７７号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷448番地
債務者　小島　重行
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2923番地の26　レイサイドコーポパート２―102
債務者　眞野　雅江
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３９９号
名古屋市名東区上社４丁目84番地　上社レジデンス403号
債務者　葛西真裕美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１８号
愛知県春日井市東野町西３丁目５番地１　県営松原住宅９号棟201号室
債務者　岸川　邦久
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１７号
名古屋市中村区五反城町４丁目33番地　サンライフ岩塚２Ａ号
債務者　上野　　聡
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部